

平成30年(行コ)第13号 損害賠償等請求控訴事件(住民訴訟)

控訴人 山口県知事

被控訴人 河濟盛正 外

控訴人第6準備書面

令和元年8月27日

広島高等裁判所 第4部 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 中 谷 正



同

弁護士 根 石 博



同

弁護士 中 山 修



控訴人第4準備書面の一部訂正をする。

1 4頁の〔争う〕理由の①は若干不正確であった。

つまり、法13条の2が昭和48年改正で立法化されたことに誤りはないが、「伸長の許可」は、旧法では13条2項に規定されていたので、訂正する。

2 6頁のiiで引用した「港湾行政の概要」は同書面で引用していなかったもので、準備書面から撤回し、乙号証として提出しない。

公有水面埋立実務ハンドブックは、乙33号証として提出する。

3 10頁上から3行目の「というべく」は「というべき」と改める。

以上